

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7補足-003 改0
提出年月日	2021年 1月 20日

設計及び工事計画に係る説明資料

(設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表)

2021年 1月

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽7号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

※1 ○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2 ○:設計及び工事計画認可申請書で確認が必要な条文
×:設計及び工事計画認可申請書で確認が不要な条文
(確認が不要な条文については、適用条文が○
となっている条文の内、認可申請設備以外
の施設による対策内容に変更が無い場合
も含み、その旨変更欄に記載。)

※3 ○:審査対象条文(設計及び工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)
×:審査対象外条文(設計及び工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

技術基準規則	適用条文 ^{※1}	工事の内容に 関係あるもの ^{※2}	審査対象条文 ^{※3}	理由
(第四条) 設計基準対象施設の地盤	○	×	×	設計基準対象施設の地盤については、令和2年10月14日付付原規発第2010147号にて認可の設計及び工事の計画(以下、「既設工認」という。))において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、設計基準対象施設の地盤に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五条) 地震による損傷の防止	○	×	×	設計基準対象施設の地震による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、地震による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第六条) 津波による損傷の防止	○	×	×	設計基準対象施設の津波による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、津波による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第七条) 外部からの衝撃による損傷の防止	○	×	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、外部からの衝撃による損傷に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第八条) 立ち入りの防止	○	×	×	立ち入りの防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、立ち入りの防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第九条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	×	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十条) 急傾斜地の崩壊の防止	○	×	×	急傾斜地の崩壊の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、急傾斜地の崩壊の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十一条) 火災による損傷の防止	○	×	×	設計基準対象施設の火災による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、火災による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十二条) 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	×	溢水等による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、溢水等による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十三条) 安全避難通路等	○	×	×	安全避難通路等については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、安全避難通路等に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十四条) 安全設備	○	○	○	安全設備については、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の保護継電装置回路(以下、「本適合性確認対象設備」という。))の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十五条) 設計基準対象施設の機能	○	○	○	設計基準対象施設の機能については、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、全交流電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十七条) 材料及び構造	×	×	×	設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十八条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	×	クラス機器等を使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十九条) 流体振動等による損傷の防止	×	×	×	燃料体、反射材等の流体振動等による損傷の防止に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十条) 安全弁等	×	×	×	安全弁等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十一条) 耐圧試験等	×	×	×	クラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、クラス機器及び原子炉格納容器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十二条) 監視試験片	×	×	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、容器の中性子照射による劣化に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十三条) 炉心等	×	×	×	炉心等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十四条) 熱遮蔽材	×	×	×	熱遮蔽材に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十五条) 1次冷却材	×	×	×	一次冷却材に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、一次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十六条) 燃料取扱施設及び貯蔵施設	×	×	×	燃料取扱施設や貯蔵施設に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十七条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリに対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十八条) 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置・検出装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十九条) 1次冷却材処理装置	×	×	×	一次冷却材処理装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、一次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十条) 逆止め弁	×	×	×	逆止め弁に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十一条) 蒸気タービン	×	×	×	蒸気タービンに対する要求であり、本適合性確認対象設備は、蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十二条) 非常用炉心冷却設備	×	×	×	非常用炉心冷却設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十三条) 循環設備等	×	×	×	循環設備等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十四条) 計測装置	×	×	×	計測装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十五条) 安全保護装置	×	×	×	安全保護装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十六条) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	×	反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十七条) 制御材駆動装置	×	×	×	制御材駆動装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十八条) 原子炉制御室等	×	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十九条) 廃棄物処理設備等	×	×	×	廃棄物処理設備等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十条) 廃棄物貯蔵設備等	×	×	×	廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十一条) 放射性物質による汚染の防止	×	×	×	放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十二条) 生体遮蔽等	×	×	×	生体遮蔽等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十三条) 換気設備	×	×	×	換気設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十四条) 原子炉格納施設	×	×	×	原子炉格納施設に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十五条) 保安電源設備	○	○	○	保安電源設備については、要求事項に変更はないが、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、本申請内容に関連し、審査対象条文である。
(第四十六条) 緊急時対策所	×	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十七条) 警報装置等	×	×	×	警報装置等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十八条) 準用	○	○	○	補助ボイラー、電気設備等の準用については、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、本申請内容に関連し、審査対象条文である。

柏崎刈羽7号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

※1 ○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2 ○:設計及び工事計画認可申請書で確認が必要な条文
×:設計及び工事計画認可申請書で確認が不要な条文
(確認が不要な条文については、適用条文が○
となっている条文中の内、認可申請設備以外
の地の施設による対策内容に変更が無い場合
も書き、その旨変更欄に記載。)

※3 ○:審査対象条文(設計及び工事計画認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)
×:審査対象外条文(設計及び工事計画認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

技術基準規則	適用条文 ^{※1}	工事の内容に 関係あるもの ^{※2}	審査対象条文 ^{※3}	理由(説明)
(第四十九条) 重大事故等対処施設の地盤	○	×	×	重大事故等対処施設の地盤については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更はなく、重大事故等対処施設の地盤に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	○	×	×	重大事故等対処施設の地震による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十一条) 津波による損傷の防止	○	×	×	重大事故等対処施設の津波による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の津波による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十二条) 火災による損傷の防止	○	×	×	重大事故等対処施設の火災による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の火災による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十三条) 特定重大事故等対処施設	×	×	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の本適合性確認対象設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十四条) 重大事故等対処設備	○	○	○	重大事故等対処設備については、既設工認において適合性が確認されているが、本申請内容がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第五十五条) 材料及び構造	×	×	×	重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十六条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十七条) 安全弁等	×	×	×	安全弁等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十八条) 耐圧試験等	×	×	×	クラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、クラス機器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十九条) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未 臨界にするための設備	×	×	×	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時 に発電用原子炉を冷却するための設 備	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十一条) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧す るための設備	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十二条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時 に発電用原子炉を冷却するための設 備	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十三条) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するた めの設備	×	×	×	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十四条) 原子炉格納容器内の冷却等のための 設備	×	×	×	原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十五条) 原子炉格納容器の過圧破損を防止す るための設備	×	×	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十六条) 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷 却するための設備	×	×	×	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十七条) 水素爆発による原子炉格納容器の破 損を防止するための設備	×	×	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十八条) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷 を防止するための設備	×	×	×	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十九条) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための 設備	×	×	×	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十条) 工場等外への放射性物質の拡散を抑 制するための設備	×	×	×	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十一条) 重大事故等の収束に必要な水の 供給設備	×	×	×	重大事故等の収束に必要な水の供給設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、重大事故等の収束に必要な水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十二条) 電源設備	○	×	×	電源設備については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、電源設備に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第七十三条) 計装装置	×	×	×	計装装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十四条) 運転員が原子炉制御室にとどまるた めの設備	×	×	×	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十五条) 監視測定設備	×	×	×	監視測定設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十六条) 緊急時対策所	×	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十七条) 通信連絡を行うために必要な設備	×	×	×	通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十八条) 準用	○	×	×	準用については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、準用に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。